



平成 25 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川田 忠裕
(コード番号 3443 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 宮田 謙作
(T E L 03-3915-7632)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成 25 年 12 月 10 日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき、その経緯および改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善報告書

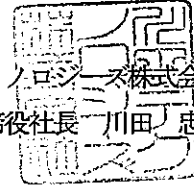
以上

改善報告書

平成 25 年 12 月 25 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭 殿

川田テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 川田 忠裕



このたびの過年度決算短信等、過年度有価証券報告書及び内部統制報告書等の訂正の件につきまして、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づき、ここにその経緯及び改善措置を記載した改善報告書を提出いたします。

目次

1. 経緯	2
(1) 過年度決算訂正の内容及び対象	2
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因	4
① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社損益の未計上	5
② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理	6
③ 持分変動益の計上区分の誤り	6
④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等	7
⑤ 子会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り	8
⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り	8
⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り	9
2. 改善措置	10
(1) 不適正開示の発生原因の分析	10
① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社の損益の未計上	10
② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理	10
③ 持分変動益の計上区分誤り	11
④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等	11
⑤ 会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り	11
⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り	11
⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り	12
⑧ 持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識の不足	12
⑨ 経理部内でのチェック体制の不備	12
⑩ 監査役と会計監査人とのコミュニケーション不足	12
⑪ 経理部と会計監査人とのコミュニケーション不足	12
⑫ 専門家の活用	13

(2) 再発防止に向けた改善措置	13
① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社損益の未計上	13
② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理	13
③ 持分変動益の計上区分の誤り	14
④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等	14
⑤ 子会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り	14
⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り	14
⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り	14
⑧ 持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識の不足	15
⑨ 経理部内でのチェック体制の不備	15
⑩ 監査役と会計監査人とのコミュニケーション不足	15
⑪ 経理部と会計監査人とのコミュニケーション不足	15
⑫ 専門家の活用	16
⑬ 内部統制プロセスの不備	16
(3) 改善措置の実施スケジュール	16
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	16
(別紙1) 訂正による過年度連結業績への影響額	17
(別紙2) 改善措置の実施スケジュール	20

1. 経緯

(1) 過年度決算訂正の内容及び対象

当社は、平成 25 年 12 月 10 日付「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」にて公表いたしましたとおり、過年度決算の訂正を行いました。

過年度決算訂正の内容および対象は以下のとおりであり、かかる過年度決算訂正による連結業績の影響につきましては、「(別紙1) 訂正による過年度連結業績への影響額」に記載のとおりであります。過年度決算訂正による純資産の正の影響額は、連結で 1,411 百万円（平成 26 年 3 月期第 1 四半期）となりました。

過年度決算訂正の内容

決算訂正の主な内容は次のとおりであります。詳細は「(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因」に記載いたします。

- ① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社損益の未計上
- ② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理
- ③ 持分変動益の計上区分の誤り

- ④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等
- ⑤ 子会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り
- ⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り
- ⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り

過年度決算訂正の対象

有価証券報告書	第1期	(自 平成21年2月27日 至 平成21年3月31日)
	第2期	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	第3期	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	第4期	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	第5期	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

四半期報告書	第3期第2四半期	(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
	第3期第3四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
	第4期第1四半期	(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
	第4期第2四半期	(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
	第4期第3四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
	第5期第1四半期	(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
	第5期第2四半期	(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)
	第5期第3四半期	(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)
	第6期第1四半期	(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

決算短信	平成21年3月期	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	平成22年3月期	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	平成23年3月期	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	平成24年3月期	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	平成25年3月期	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

四半期決算短信

平成23年3月期第2四半期	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
平成23年3月期第3四半期	(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
平成24年3月期第1四半期	(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
平成24年3月期第2四半期	(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
平成24年3月期第3四半期	(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
平成25年3月期第1四半期	(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
平成25年3月期第2四半期	(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

平成25年3月期第3四半期（自平成24年4月1日至平成24年12月31日）

平成26年3月期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）

内部統制報告書 第1期	（自平成21年2月27日至平成21年3月31日）
第2期	（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
第3期	（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
第4期	（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
第5期	（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

（2）過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

当社は、昭和54年6月に当社会計監査人として永昌監査法人（平成24年7月に太陽ASG有限責任監査法人と合併）と契約を締結し、平成26年3月期第1四半期に至るまで、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって、会社の財務状況をすべての重要な点において適正に表示している旨の監査報告書および四半期レビュー報告書を受領しておりました。

平成25年9月24日、太陽ASG有限責任監査法人より、持分法適用会社である佐藤工業株式会社（以下「佐藤工業」という）の総勘定元帳における子会社・関連会社株式の帳簿価額と佐藤工業及びその子会社・関連会社の決算書における純資産を合計した額との差額が現時点で40億円程度、5年前で20億円程度あり（当社の持分法相当額で計算すると各々20億円、10億円）、決算訂正の必要性があるとの指摘を受けました。

上記指摘に対し、最高財務責任者は「持分法会計に関する実務指針」第3項（適用の範囲）に基づき上記資料を精査した結果、佐藤工業の子会社に重要性があり、佐藤工業の子会社に対する投資について持分法を適用して認識した損益を佐藤工業の損益に含めて計算すべきと認識し、代表取締役役に報告し、過年度の決算書類まで遡及して訂正することといたしました。

上記の検討の結果、以下の佐藤工業の国内子会社7社（現在合併により5社）、海外子会社2社を新たに持分法適用会社としました（括弧で括った会社は現在合併により消滅しています。）。

- ・ 株式会社建販
- ・ 株式会社エスケークリード
- ・ （株式会社エスケークローバルズ）
- ・ 株式会社エス・エム・ケイ
- ・ （株式会社サトーマシナリー）
- ・ スター総合建築株式会社
- ・ 佐栄建設株式会社
- ・ SATO KOGYO BANGKOK Co., Ltd
- ・ SATO KOGYO (S) PTE. LTD

その後、過年度訂正を行うに際し、太陽ASG有限責任監査法人が訂正有価証券報告書に対する監

査報告書を発行するために、当社、当社の連結子会社並びに持分法適用会社の過年度決算を遡及訂正監査する過程で、追加の決算訂正を要する事象が指摘されました。

以下、決算訂正を要する事象ごとにその詳細と原因を記載いたします。

① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社損益の未計上

[利益剰余金への影響額]

持分法の適用に際し、佐藤工業の子会社を平成16年3月期から含めずに計算しておりました。この点を考慮した結果、平成26年3月期第1四半期連結会計期間の利益剰余金では、1,324百万円増加しています。

[誤謬の事象]

平成14年3月3日に会社更生手続きを申し立てた佐藤工業は、建設業界の再編の大きな流れの中で総合建設業者として進むべき道を模索しつつ、出資企業の中核となるスポンサーを探していました。当社連結子会社である川田工業株式会社（以下「川田工業」という）と川田建設株式会社（以下「川田建設」という）は、同じ富山発祥の企業であり、また、富山財界からの後押しもあって、スポンサー企業として40%の株式を平成15年6月27日に取得いたしました。

佐藤工業の株式取得に際し、会計上の論点として、更生会社の株主権は制限されており、更生期間中は利益が出てその利益は株主に帰属する訳ではないことから、会計監査人と連結すべきか否かの議論になりましたが、支配力基準により持分法を適用することといたしました。また、決算期が異なっている佐藤工業をどのように連結するかも、もう一つの会計上の議論となっていました。

この時点で、会計処理や法務上の検討については、当時の取締役経理部長が一人で行っておりました。会計監査人との議論も上記2点に焦点が当てられており、持分法の会計基準や実務指針の該当箇所を確認しておりませんでした。また、会社更生手続きの過程で、佐藤工業の子会社については、主要な子会社は売却等が行われており、重要な子会社は残っていないという認識でありました。

従いまして、当社担当者、管理者並びに責任者すべてにおいて、上記「持分法会計に関する実務指針」第3項（適用の範囲）の規定の存在並びに持分法適用会社の子会社及び関連会社に対して重要性により持分法を適用する必要性について、認識がありませんでした。

その後、決算・財務報告プロセスにおいて、連結範囲の重要性判定資料に基づき連結対象並びに持分法適用対象を判定しておりましたが、持分法適用会社の子会社は持分法適用範囲の対象と認識していなかったため、持分法適用対象判定プロセス上、佐藤工業の子会社を持分法適用範囲の検討対象としなかったことが、誤った処理を継続する原因となりました。その後、平成26年3月期に入り会計監査人による川田建設社長面談の際（平成25年9月17日）に、佐藤工業の子会社の業績が好調との話が出たため会計監査人は、持分法の適用範囲の検討を要するとの課題認識に至り、佐藤工業の子会社の財務諸表を収集した結果、重要性があるものと判断し、平成25年9月24日に弊社に指摘がなされました。

② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理

[利益剰余金への影響額]

持分法の適用に際し、川田建設の保有する佐藤工業株式に係る少数株主持分の取り扱いを平成16年3月期より誤っておりました。この点を考慮した結果、平成26年3月期第1四半期連結会計期間の利益剰余金では、45百万円減少しています。

[誤謬の事象]

平成16年3月期から平成19年3月期における持分法投資損益の計算において、川田建設は東京証券取引所市場第二部に上場し少数株主が存在したため、佐藤工業に対する川田工業と川田建設を合計した持分比率(38.057%)と所有比率(40%)は異なっておりました。本来は持分比率で持分法投資損益を計上すべきところ、所有比率で持分法投資損益を計上し、差額の1.943%に相当する金額を少数株主持分として認識してしまいました。

その後、平成19年3月に持分比率が40%となった際に、当該少数株主持分を「負ののれん」として負債勘定に計上し、それを償却しておりました。

平成16年3月期中間期に持分法適用会社(非連結子会社)であった東邦航空株式会社(以下「東邦航空」という)が持分法の適用から外れ(平成16年3月期中間期より連結子会社となっております)、その後平成16年3月期より、佐藤工業が持分法の適用対象となっております。持分法適用に際しては、当社では通常、持分法損益を計算する目的で用いている計算シート(以下、「計算シート」という)を使用していましたが、東邦航空では平成15年3月期において、債務超過となっているため(現在は解消しております。)少数株主持分に負担させることができない損失が発生しており、当該損失は持分法会計適用上、親会社に負担させることとなるため、少数株主に帰属する損失部分を計算していました。

その後平成16年3月期より、佐藤工業に持分法を適用するに際して、経理部担当者は、東邦航空に持分法を適用した当時の計算シートに記載のあった少数株主持分という文言の表面だけをとらえて、本来、少数株主持分を除いた親会社持分について持分法を適用すべきところ、少数株主持分に関する持分法投資利益についても計上した上で、少数株主持分に振り替えるという誤った会計処理を採用するにいたっています。

その後これが慣行となり、担当者が交代した際も、業務引継ぎ手続きに関する社内ルールがなく、引継ぎが適正に行われなかったことから、計算シートより類推し作業を行い、誤った処理を継続し、管理者のチェックも機能しませんでした。

③ 持分変動益の計上区分の誤り

[利益剰余金への影響額]

平成23年3月期において、持分法適用会社の持分が変動した際の持分変動益は、本来持分法投資利益として営業外収益とすべきところ、「負ののれん発生益」として特別利益に計上していました。

このため平成23年3月期の経常利益が3,803百万円増加し、特別利益が3,860百万円減少しています。なお、平成26年3月期第1四半期連結会計期間の利益剰余金に影響はありません。

【誤謬の事象】

平成22年7月、佐藤工業が他社所有の自己株式を発行済株式の19.8%購入しているという臨時性とその結果当社の持分が変動し3,860百万円という多額の損益が発生しているという面から、経理部担当者、経理課長並びに経理部長は持分法会計の基準を参照することなく特別利益と認識し、誤った処理を行ってしまいました。

④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等

【利益剰余金への影響額】

持分法の適用に際し、佐藤工業の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の修正等を行いました。この点を考慮した結果、平成26年3月期第1四半期の利益剰余金は、178百万円減少しています。

【修正すべき事象】

佐藤工業では、平成23年6月期に受注していた海外工事について、施主の許可を得ず同工事から撤退しました。これに伴い、撤退時点の出来高に応じた未回収債権について、50%を貸倒引当金として計上していました。工事からの撤退に伴い、何らかの責任を問われることを予測したためであります。これに関して、平成25年6月期では、平成25年6月に請負者に契約解除の権利はないとのシンガポール国際仲裁センターの仲裁裁定を受け、未回収債権金額の100%に達するまで追加引当を行っております。同工事からの撤退は、許可のない撤退を禁止した契約条項違反に当たる行為ではありますが、これは工事の法的な許可が下りていなかった為であり、未回収額の予測は困難な状況ではございました。このため段階的に引当金を設定してまいりましたが、最終的には100%の引当となっており、遡及訂正という視点で考えると当初の引当金設定時点において、既に債権全額の回収が困難な状態にあったとより保守的に捉えるべきとして、連結上で修正を行うものです。

また、平成23年6月期において、ジョイントベンチャー（以下「JV」という）による工事での損失負担について、当初JV親会社（スポンサー）である佐藤工業が、JV構成員（サブ）の工事損失分を負担しないことを前提に工事損失引当金を計上しましたが、平成25年6月期においてスポンサー責任を問われ追加で引当金を計上いたしました。しかし遡及訂正という視点で考えると当初の引当金設定時点において、既に損失負担すべき状態にあったとより保守的に捉えるべきとして、連結上で修正を行うものです。

さらに、連結決算日と佐藤工業の（中間）決算日には、3ヶ月のズレが生じており、佐藤工業の決算日後、3ヶ月が経過した時点における工事損失引当金への影響を調整したうえで持分法を適用しております。重要性の観点から平成26年3月期第1四半期よりその調整を行う基準を、より厳格なものとしましたが、今回の過年度訂正に伴い、厳格化した基準を遡及して適用し、工事損失引当

金の修正を併せて行っております。

なお、この他に佐藤工業の子会社に持分法を適用することにより、連結上在外子会社の留保利益に対して繰延税金負債を認識しました。

上記の事象については、当社は誤謬ではなく会計監査人との見解の相違に基づく連結上の修正事項と捉えています。連結決算に重要な影響を与える事象についての、当社、当社会計監査人、持分法適用会社と持分法適用会社の会計監査人との間で会計処理も含めたコミュニケーションが不足していたことが修正の原因となっています。

⑤ 子会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り

[利益剰余金への影響額]

連結子会社である富士前鋼業株式会社（以下「富士前鋼業」という）が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理に平成20年3月期より誤りがありました。この点を考慮した結果、平成26年3月期第1四半期連結会計期間の利益剰余金は43百万円増加しております。

[誤謬の事象]

平成20年3月期において、富士前鋼業が保有する親会社株式の時価が取得価額の50%以下となったため183百万円減損処理し、当該期に損金算入しました。

当社の経理部担当者は本事象を、「単体決算で減損し、連結上は消去するため、いわゆる固定資産取引などの未実現損益と同様のもの」と誤って認識しておりました。また、この場合、富士前鋼業の課税所得を超えたものは繰延税金負債に計上できないという会計基準の規定を誤って適用し、本来減損額に係る繰延税金負債は73百万円（183百万円×40.4%）ですが、調整を行い、平成20年3月期では51百万円の繰延税金負債を計上（当時の会計処理は繰延税金資産のマイナス計上）しております。翌期（平成21年3月期）にそれ以上の課税所得が生じたため、残りの22百万円の繰延税金負債を計上（同様に繰延税金資産のマイナス計上）しています。さらに翌期以降は、この仕訳を踏襲し、富士前鋼業が親会社株式を全て売却するまで、当該仕訳は解消できないものと認識しておりました。

しかし、当該親会社株式の減損処理の場合、単体決算上も連結決算上も一時差異は発生しておらず、本来は繰延税金負債を計上する必要はありませんでした。

⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り

[利益剰余金への影響額]

平成20年3月期において計上した佐藤工業の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法に誤りがありました。これを平成20年3月期において計上方法と計算を改め、損失を計上しました。当該繰延税金負債は平成21年3月期において取り崩しているため、平成20年3月期の計上額の修正に伴って取崩額を修正し、平成21年3月期の当期利益が588百万円増加しています。なお平成26年3月期第1四半期連結会計期間の利益剰余金に影響はありません。

[誤謬の事象]

当時会社更生終結を控えていた佐藤工業より、自社の独立性の確保を目的として、自社株式の買取と配当政策の提案がありました。

佐藤工業からの提案を受け、川田工業では佐藤工業株式を売却することを会社として意思決定しました。その時点で会計監査人より、今まで計上してきた持分法の投資利益については株式の継続保有を前提として繰延税金負債の計上をしていないので、売却の意思決定をしたのであれば繰延税金負債の計上を要するとの指摘を受けました。これに対して当社では、本来は「所得に対する税効果のみを考え、単純に第三者への売却として税効果を計算すべき」ところを、「持分法適用会社による自社株買いによる売却で持分変動する部分に対して税効果を考慮すべき」ものと考え、誤った計算を行いました。

また、配当につきましても課税所得とみなしていたので、本来、留保利益に係る繰延税金負債を認識すべきでないところ、誤認し、繰延税金負債を計上してしまいました。

上記にありますように、本件を当社と持分法適用会社の自社株買いによる持分変動損益に係る税効果と認識していました。さらに、自社株買いによる持分変動は、時価発行増資等による持分変動と同様に企業集団の業績とは無関係であり、発生の頻度並びに金額の異常性を勘案して利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められるときは利益剰余金に直接加減することもできるもの（「連結財務諸表に関する会計基準」第67項）と誤った認識をいたしておりました。

その結果、平成20年3月期において本来は、1,373百万円の繰延税金負債を計上すべきところ、自社株式の買取に関して464百万円、配当に関して306百万円、合計して770百万円を繰延税金負債として利益剰余金から直接減額いたしました。

翌期において、佐藤工業の自社株買いの実現可能性がなくなったとの判断で、繰延税金負債を取り崩しておりました。

⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り

[利益剰余金への影響額]

平成23年3月期において川田工業の繰延税金資産の計算に誤りがありました。このため、平成23年3月期の当期利益が229百万円減少します。なお、平成24年3月期に川田工業において繰延税金資産を取り崩しているため、平成24年3月期の当期利益は229百万円増加します。なお、平成26年3月期第1四半期連結会計期間の利益剰余金に影響はありません。

[誤謬の事象]

平成23年3月期において、川田工業は当該期に発生が予想された繰越欠損金の原因が非経常的な特別な原因によるものであるとの認識から、「将来の合理的な見積期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内における一時差異等のスケジュールの結果に基づき、それに係る繰延税金資産の計上が可能な分類」（区分4但書）と認識しておりました。そのため、将来のタ

ックスプランニング及びスケジュールリングを行いました。課税所得が出ないため、本来繰延税金資産は計上できませんでした。

それにもかかわらず、1年以内に解消予定の将来減算一時差異について繰延税金資産を計上できると誤認していたため、本来取り崩すべきであった繰延税金資産（229百万円）を計上したままとして、残額の3,206百万円の繰延税金資産を取崩していました。なお、平成24年3月期においては全額取り崩しております。

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因の分析

当社は過年度決算訂正の発生原因を次のように分析しております。

① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社の損益の未計上

経理部担当者及び管理者は「持分法会計に関する実務指針」第3項、(適用の範囲)に関する知識がなく、持分法適用会社は佐藤工業のみでその子会社及び関連会社には及ばないと誤って認識していたことに原因があります。

当社の連結財務諸表作成の方針全般を定めている当社規程「連結財務諸表作成要領」においても、非連結子会社及び関連会社の子会社又は関連会社についての取扱が規定されておらず、決算・財務報告プロセスにおける連結範囲の重要性判定プロセスにおいても佐藤工業の子会社及び関連会社がその対象となっていなかったため、佐藤工業の子会社及び関連会社を検討するという部分が自己点検及び内部統制評価の対象から漏れたことが、誤った処理の継続につながったと考えられます。

また、佐藤工業の子会社・関連会社を当社の関係会社と認識できなかったことから、関係会社の把握も含め、関係会社管理が十分ではありませんでした。

適切な会計処理には、子会社並びに持分法適用会社に関する十分な関連情報の取得が不可欠ですが、当社においては平成18年6月より、佐藤工業取締役会を通じて佐藤工業の子会社の損益状況については入手していましたが、財政状態についての情報は収集していない状況であり、不十分でありました。

② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理

経理部担当者は、東邦航空が持分法適用会社（非連結子会社）でかつ債務超過のため通常と異なる取扱いをしていたことについて適切に引継ぎを受ける必要がありました。しかしながら、業務引継ぎ手続きに関する社内ルールがなく、引継ぎが適切に行われなかったことから、経理部担当者は東邦航空への持分法適用時に使用した計算シートにある少数株主持分の記載を見て、本来、少数株主持分を除いた親会社持分について持分法を適用すべきところ、少数株主に帰属する持分も含めて持分法投資利益に計上した上で、当該少数株主帰属持分については少数株主持分に振り替えるという誤った処理をしたものです。

経理部内のチェックは、前期と同様の処理が行われているかという視点で行われており、基準等

に立ち返るといふ根本的な確認ではありませんでした。

連結財務諸表作成要領において明確な定めがなかったことにより、上記の計算シートの作成作業の際に、経理部担当者は適切な会計基準及び実務指針に基づき処理を行うための確認を行っておらず、経理部管理職においても適切な会計基準および実務指針に基づいて処理しているかの確認を行っていませんでした。また、決算・財務報告プロセスにおいて本事象を規定したプロセスが構築されていなかったことが、誤った処理が継続した原因となりました。

③ 持分変動益の計上区分誤り

経理部担当者が、持分法会計に関する基準を確認せず、連結子会社における処理と類推して臨時・多額の負ののれん計上益は特別利益と誤解し、経理部管理職のチェックも漏れたことが原因です。本来は持分法に関する会計基準を具体的に斟酌して会計処理を検討する必要があります。

また、連結財務諸表作成要領には、その確認に関する規定がなく、決算・財務報告プロセスにおいて持分変動に関して規定したプロセスが構築されていなかったことが、誤った処理を見過ごした原因となりました。

④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等

持分法適用会社と当社との間で、特に重要性を持つと考えられる引当金の情報の入手が不十分であったことが原因となりました。

⑤ 会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り

経理部担当者が連結財務諸表に関する税効果会計の理解及び会計処理の検討が不十分なまま、それらに関する会計処理を行い、また、経理部管理職が、経理担当者が会計基準及び実務指針等の規定に従って処理していることの確認を行っていなかったこと、及び決算・財務報告プロセスにおいて、当該事象を含む税効果会計の独立したプロセスが構築されておらず、自己点検及び内部統制評価の対象から漏れたことが、誤った処理を継続した原因となりました。

⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り

経理部担当者が「税効果会計に関する実務指針（個別並びに連結）」を十分理解しないまま、留保利益に係る繰延税金負債の計算を、持分変動損益と混同し誤った会計処理をしたこと、および配当に関する税効果についても、関連する規定を確認し考え方を整理しないまま繰延税金負債を計上したこと、及び経理部管理職が、経理担当者が会計基準及び実務指針等の規定に従って処理していることの確認を行っていなかったことが原因となりました。

また、決算・財務報告プロセスにおいて、当該事象を含む税効果会計の独立したプロセスが構築されておらず、自己点検及び内部統制評価の対象から漏れたことが、誤った処理を見過ごした原因となりました。

⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り

経理部担当者が「税効果会計に関する実務指針（個別並びに連結）」を十分理解しないまま、繰延税金資産の回収可能性の区分4但書について、1年分の繰延税金資産は、課税所得の有無に関係なく計上できるとの誤った認識に基づいて、1年内に解消される将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上したこと、及び経理部管理職が適切に会計処理が行われていることの確認ができなかったことが原因となりました。

また、決算・財務報告プロセスにおいて、当該事象を含む税効果会計の独立したプロセスが構築されておらず、自己点検及び内部統制評価の対象から漏れたことが、誤った処理を見過ごした原因となりました。

また、共通の原因として以下のものがあると認識しています。

⑧ 持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識の不足

経理実務担当者の会計処理に関する専門的知識の欠如により、「持分法に関する実務指針」や「税効果会計に関する実務指針（個別並びに連結）」をはじめとした会計諸規則や各種実務指針等を十分理解しないまま、それらに関する会計処理を行ったことであります。

⑨ 経理部内でのチェック体制の不備

佐藤工業への資本参加時において、会計処理および法的検討は取締役経理部長が一人で行っていたように、当社において、会計処理等に関する組織的な検討と適切なチェック体制が整備されていませんでした。

また、当社においては、決算期における連結作業においては常に時間に追われ予定通りに完了させることに集中し、前回作業を踏襲して作業を行い、担当者は長く同一業務をこなしている状況にありました。また、定期的なローテーションが行われず他に業務を理解している適切な担当者及び役職者が不在であったため、部内で相談及び協議を行うなど、有効な相互チェックを実施することができませんでした。

⑩ 監査役と会計監査人とのコミュニケーション不足

会計監査人から監査役に対して、会計監査人の品質管理に関する説明及び監査結果説明書による説明がなされるようになったのは平成24年3月期からであり、それ以前の会計監査人と監査役のコミュニケーションが不足していました。

⑪ 経理部と会計監査人とのコミュニケーション不足

新規事案並びに重要事案について、事前の会計監査人とのコミュニケーションが不足していました。また、会計監査人からの指摘に対して、会社として根拠条文まで理解したうえでの判断が行っていませんでした。

⑫ 専門家の活用

必要に応じて、会計監査人以外の監査法人等の外部の専門家とコミュニケーションできる体制がなく、新規事案や重要事案について疑問点が十分に抽出できず、また、抽出した疑問点についても十分な解消ができない状況でした。

(2) 再発防止に向けた改善措置

上記「2. 改善措置(1) 不適正開示の発生原因の分析」に対応した改善案として

① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社損益の未計上

持分法の適用範囲に重要な子会社を含めるという「連結財務諸表作成要領」の改訂を行うとともに、決算・財務報告プロセスにおいて持分法の適用範囲に持分法適用会社の重要な子会社を含める持分法プロセスを策定し、内部統制評価の対象とします。

具体的には以下のとおりです。

連結範囲に係る会計基準及び実務指針が連結範囲を判定する資料上で参照できるようにし、会計基準及び実務指針と整合しているかを確認することとします。

連結範囲判定資料の関係会社一覧上ですべての資本的なつながりのある会社が抽出されていることを経理部担当者及び経理課長が確認する作業を追加し、関係会社が網羅的に記載されていることが確認できたうえで、重要性の判定をします。

さらに、経理部長が経理課長の確認作業内容を再確認し、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

組織管理規程を改訂し、関係会社の情報を把握する部署は経営管理部とします。

また、適切な連結財務諸表を作成するための持分法適用会社の関連情報については、佐藤工業の取締役会、監査役会情報については月次レベルにて、佐藤工業の子会社情報については3ヶ月に一度、佐藤工業の総合企画室より経営管理部が収集することとし、経営管理部は収集の都度、経理部へ当該情報を連携することにより、経理部にて適切に情報を入手できる体制といたします。

② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理

持分法損益を計算する際には、当社の非連結子会社・関連会社のケース、関連会社の子会社のケース、債務超過の非連結子会社のケースに場合分けいたします。そして、それぞれの計算シートで該当する持分法の適用方法に関する会計基準、実務指針等の規定を確認できるようにします。計算がその規定と整合しているかの確認を行うことにより、誤った処理を防ぎます。

経理部における担当業務の引継ぎに関して、引継方法等を定めた社内ルールを作成し、引継ぎが適正に行われる体制とします。

経理課長は、計算シートに記載の会計基準および実務指針等の規定が適切であり、計算がその規定と整合することを確認するものとし、経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

③ 持分変動益の計上区分の誤り

持分変動損益相当額を算定する計算資料上に、該当する持分法の適用方法に関する会計基準、実務指針等の規定を確認できるようにします。

持分変動があった年度については、経理部担当者は当該資料で持分法変動損益変動額を算定する旨を「連結財務諸表作成要領」を改訂し記載します。

経理課長は、当該資料に記載の会計基準および実務指針等の規定が適切であることを確認し、その計算及び表示がその規定と整合しているかを確認するものとし、経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等

当社経理部、持分法適用会社経理部、当社会計監査人並びに、持分法適用会社社会計監査人にて四半期での課題認識を共有化するためのミーティングを3ヶ月に一度開催し、その中で引当金等の重要な会計事象についての情報の共有化を図ります。

⑤ 子会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り

会計監査人の指導のもとに、税効果会計の規定を新設するとともに、決算・財務報告プロセスにおいて独立した税効果会計プロセスを新設し、内部統制評価の対象とします。

親会社株式の減損にかかる税効果会計のように、会計基準等に直接的な定めのない事象については、会計基準や実務指針等からあるべき会計処理の考え方の整理を行い、連結の税効果算定資料上に当該整理を記録します。経理課長は、当該資料にて決定した連結税効果の処理を税効果会計の会計基準及び実務指針等の考え方に照らして適切か、また計算は当該検討結果と整合しているかを確認し、さらに経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り

会計監査人の指導のもとに、税効果会計の規定を新設するとともに、決算・財務報告プロセスにおいて独立した税効果会計プロセスを新設し、内部統制評価の対象とします。

会計基準や実務指針等の整理を行い、連結の繰延税金負債算定資料上に当該整理を記録します。経理課長は、当該資料にて決定した連結税効果の処理を該当する税効果会計の会計基準及び実務指針等の規定が適切か、また経理部担当者の計算結果は当該規定と整合しているかを確認し、経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り

会計監査人の指導のもとに、税効果会計の規定を新設するとともに、決算・財務報告プロセスにおいて独立した税効果会計プロセスを新設し、内部統制評価の対象とします。

繰延税金資産の回収可能性判定資料上で監査委員会報告第 66 号上の繰延税金資産の回収可能性の会社区分を参照できるように列挙し、決算期ごとに確認できるようにします。

回収可能性の会社区分に従った取扱いを、経理部担当者が每期確認した上で算定を行うようにいたします。

経理課長は、当該資料にて決定した連結税効果の処理を該当する税効果会計の会計基準及び実務指針等の規定が適切か、また経理部担当者の計算結果は当該規定と整合しているかを確認し、経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

上記のほか、共通する改善措置として

⑧ 持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識の不足

持分法会計及び税効果会計に関する事項は高度な専門知識と実務処理能力が求められますので、今後は担当者やそれを確認する上席者がそれらを十分修得できるよう、既に参加している財務会計基準機構や監査法人等が実施するセミナーや講習会に積極的に参加する機会の提供等教育体制の充実を図り、経理に関する知識や会計基準の改定等、また開示に関する実務レベルの向上を図って参ります。同時にセミナーに参加した社員による勉強会を開催することにより受講内容を広くフィードバックすることで、受講社員のみならず経理部全体のレベルアップを図ります。

経理及び会計、さらには開示関連知識や技能水準レベルの引き上げの一環として、簿記や建設業経理士等の資格取得を一層推進いたします。

⑨ 経理部内でのチェック体制の不備

相互チェックを可能にするため、及び経理知識及び実務レベル向上のため、平成 26 年 1 月よりまず経理部内で他の業務を担当する管理職および担当者を連結決算業務と兼任させ、平成 26 年 1 月より連結作業業務経験者等を 1 名増員し、複数の体制をとり業務の引継を可能とする体制とし、本決算の終了する平成 26 年 7 月にローテーションを実施し、その後は 3 年間でひとつの目安とした定期的なローテーションを実施してまいります。

⑩ 監査役と会計監査人とのコミュニケーション不足

当社監査役が会計監査人及び持分法適用会社会計監査人が行う会計監査に立会う際にこれらの会計監査人とのコミュニケーションを従前以上に強化し、会計監査人とは 3 ヶ月に一度、持分法適用会社会計監査人とは 6 ヶ月に一度意見交換会または監査結果説明会を開催するなど定期的に情報交換ができる体制とします。

⑪ 経理部と会計監査人とのコミュニケーション不足

今後、会社にとって新たな会計事象や発生頻度の少ない会計事象が発生した時は根拠条文を確認した上で随時会計監査人との意見交換を行い、指摘を受けた事項についても根拠条文を確認することで、誤った会計処理を行わないよう努めてまいります。

また、会計基準や実務指針の新設や改定等が行われた場合には、会計監査人と情報を共有するとともに、十分理解を深めた上で会計処理を行ってまいります。

⑫ 専門家の活用

今後、特殊な会計事象等が発生した場合には、会計監査人のみならず、その他外部の専門家等のアドバイスや見解等も参考にすることにより、今回のような誤謬を起こさない厳正な会計処理に努めてまいります。具体的には有限責任監査法人トーマツとコンサルタント契約を平成25年12月に締結し、会計知識の教育を担当させるとともに、新規事案や重要事案について抽出された疑問点について、アドバイスを聞ける体制とします。

⑬ 内部統制プロセスの不備

経理部にて平成26年2月を目処に整備状況の再確認を行い運用後、会計基準に適合しないプロセスの発見・改善を図り、監査室による内部統制評価を経て会計監査人の監査を受けます。

新しい会計基準の適用時、及び会計基準変更時における、事前の担当者及び管理者の教育、担当者が適切な会計基準等に準拠して会計処理を行うこと、管理者は担当者が適切な会計基準等に準拠して会計処理をしているかを確認すること、会計監査人とのコミュニケーションを内容とする確認プロセスを新たに設定し、内部統制評価の対象とします。

また、非経常な案件であっても、経理部長が単独で判断することなく、必ず経理部内での協議を経て、担当者が作業を行い、経理部管理職、経理部長が確認をするプロセスといたします。

上記のプロセスを設定し、内部統制評価の対象とすることで監査室のチェックの対象から漏れることを防止します。

なお、上記プロセスの構築に際し、必要に応じて内部統制構築経験者の応援を得るか、外部専門家の支援を検討します。

(3) 改善措置の実施スケジュール

別紙2「改善措置の実施スケジュール」をご覧ください

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

過去の決算数値を訂正し、過年度有価証券報告書、決算短信等の一部訂正を行ったことに関しましては、当社は、投資家及び証券市場に重大な影響を与えたことを認識しております。今後は、上記に記載いたしました再発防止策を着実に実行し、不適切な情報開示等の再発防止に努めていく所存です。

(別紙1) 訂正による過年度連結業績への影響額

(単位：百万円)

期 間	項 目	訂正前	訂正後	影響額
第1期 (平成21年3月期) 通 期	売 上 高	119,849	119,849	—
	営 業 利 益	4,327	4,327	—
	経 常 利 益	4,063	4,275	212
	当 期 純 利 益	303	1,125	822
	純 資 産	22,107	22,809	702
	総 資 産	106,119	106,447	328
第2期 (平成22年3月期) 通 期	売 上 高	109,547	109,547	—
	営 業 利 益	6,434	6,434	—
	経 常 利 益	6,686	6,667	△19
	当 期 純 利 益	2,532	2,513	△19
	純 資 産	24,560	25,269	709
	総 資 産	97,370	97,727	356
第3期 (平成23年3月期) 第2四半期	売 上 高	48,631	48,631	—
	営 業 利 益	3,033	3,033	—
	経 常 利 益	3,777	8,000	4,223
	四 半 期 純 利 益	6,908	7,270	362
	純 資 産	31,142	32,200	1,058
	総 資 産	101,224	101,940	716
第3期 (平成23年3月期) 第3四半期	売 上 高	74,162	74,162	—
	営 業 利 益	2,732	2,732	—
	経 常 利 益	3,155	7,196	4,040
	四 半 期 純 利 益	6,221	6,401	179
	純 資 産	30,556	31,432	875
	総 資 産	103,865	104,404	539
第3期 (平成23年3月期) 通 期	売 上 高	98,278	98,278	—
	営 業 利 益	2,240	2,240	—
	経 常 利 益	3,260	7,249	3,988
	当 期 純 利 益	3,285	3,183	△102
	純 資 産	27,607	28,198	591
	総 資 産	99,864	100,124	259

期 間	項 目	訂正前	訂正後	影響額
第4期 (平成24年3月期) 第1四半期	売 上 高	18,921	18,921	—
	営 業 利 益	△118	△118	—
	経 常 利 益	154	483	329
	四半期純利益	215	623	408
	純 資 産	27,544	28,544	999
	総 資 産	92,975	93,649	673
第4期 (平成24年3月期) 第2四半期	売 上 高	38,477	38,477	—
	営 業 利 益	617	617	—
	経 常 利 益	768	742	△26
	四半期純利益	839	813	△26
	純 資 産	28,149	28,739	590
	総 資 産	92,700	92,969	269
第4期 (平成24年3月期) 第3四半期	売 上 高	58,561	58,561	—
	営 業 利 益	65	65	—
	経 常 利 益	△362	△477	△115
	四半期純利益	△412	△429	△16
	純 資 産	27,116	27,716	599
	総 資 産	94,921	95,228	307
第4期 (平成24年3月期) 通 期	売 上 高	79,769	79,769	—
	営 業 利 益	660	660	—
	経 常 利 益	111	34	△77
	当期純利益	127	279	152
	純 資 産	27,782	28,442	659
	総 資 産	93,473	93,748	275
第5期 (平成25年3月期) 第1四半期	売 上 高	20,975	20,975	—
	営 業 利 益	591	591	—
	経 常 利 益	646	336	△310
	四半期純利益	626	316	△310
	純 資 産	28,163	28,512	349
	総 資 産	95,695	95,666	△29

期 間	項 目	訂正前	訂正後	影響額
第5期 (平成25年3月期) 第2四半期	売 上 高	42,878	42,878	—
	営 業 利 益	345	345	—
	経 常 利 益	△464	△150	313
	四半期純利益	△553	△239	313
	純 資 産	26,993	28,032	1,038
	総 資 産	95,611	96,276	665
第5期 (平成25年3月期) 第3四半期	売 上 高	65,473	65,473	—
	営 業 利 益	909	909	—
	経 常 利 益	△61	207	269
	四半期純利益	△176	93	269
	純 資 産	27,423	28,418	994
	総 資 産	96,619	97,246	627
第5期 (平成25年3月期) 通 期	売 上 高	87,624	87,624	—
	営 業 利 益	2,038	2,038	—
	経 常 利 益	1,629	2,085	456
	当期純利益	954	1,410	456
	純 資 産	28,456	29,886	1,429
	総 資 産	92,191	93,258	1,067
第6期 (平成26年3月期) 第1四半期	売 上 高	18,151	18,151	—
	営 業 利 益	△723	△723	—
	経 常 利 益	△872	△890	△18
	四半期純利益	△868	△887	△18
	純 資 産	27,592	29,004	1,411
	総 資 産	89,510	90,565	1,054

(別紙2) 改善措置の実施スケジュール

改善措置	2014年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
①持分法適用会社の子会社損益の未計上に関する改善措置							
組織管理規程の改訂	検討	改訂					
連結財務諸表作成要領の改訂	検討	改訂					
持分法プロセスの策定	検討・整備	→	運用	→	→	評価・監査	
②少数株主持分の誤処理に関する改善措置							
計算シートの作成	検討	作成					
業務引継方針の策定	検討	→	→	策定			
持分法プロセスの策定	検討・整備	→	運用	→	→	評価・監査	
③持分変動損益の計上区分の誤りに関する改善措置							
連結財務諸表作成要領の改訂	検討	改訂					
持分法プロセスの策定	検討・整備	→	運用	→	→	評価・監査	
④引当金の計上時期の未修正等に関する改善措置							
4者ミーティングの開催	開催		開催				開催
⑤⑥⑦税効果会計に係る誤処理に関する改善措置							
税効果規定の策定	検討	→	策定				
税効果プロセスの策定	検討・整備	→	運用	→	→	評価・監査	
検討資料の作成	検討	→	作成				
⑧専門的知識の不足に関する改善措置							
持分法会計に関する研修	研修	→	→				
税効果会計に関する研修	研修	→	→				
⑨経理部内のチェック体制の不備に関する改善措置	人員増強						ローテーション実施
⑩監査役と会計監査人とのコミュニケーション不足に関する改善措置							
会計監査人との協議	開催			開催			開催
持分法適用会社会計監査人との協議		開催					
⑪経理部と会計監査人とのコミュニケーション不足に関する改善措置	随時実施	→	→	→	→	→	→
⑫専門家の活用に関する改善措置	契約締結(25年12月)	→	→	→	→	→	→
⑬内部統制プロセスに関する改善措置							
非経常プロセスの策定	検討・整備	→	運用	→	→	評価・監査	
決算・財務報告プロセスの整備状況の再確認	検討・整備	→	運用	→	→	評価	
新基準・改定基準対応プロセスの整備	検討・整備	→	運用	→	→	評価	

○内の数字は本文中の「2. (2)再発防止に向けた改善措置」に対応しています。